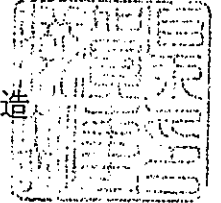


滋水第 414 号  
令和 5 年(2023 年) 4 月 24 日

琵琶湖海区漁業調整委員会

会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



漁業の許可の制限措置の内容等について (諮問)

このことについて、漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、刺網漁業の許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間について貴委員会の意見を問います。

## 刺網漁業許可の追加公示について

刺網漁業許可については、令和3年10月に一斉切り替えを行ってから、令和4年3月に追加で公示を行い許可した（詳細は表1のとおり）が、その後、また新たに新規就業者等から当該漁業許可を取得したい旨の要望が数件寄せられている。

表1

年月	許可件数	内容
令和3年（10月）	366件	一斉切り替え
令和4年（3月）	23件	追加許可
合計（R5.4.27時点）	389件	—

滋賀県におけるさらなる水産業の発展のためには、新規漁業者を含むこれらの許可申請希望者が早期に着業できるよう取り計らうことが妥当であり、定数の範囲内において、当該漁業許可の申請を新たに受け付けることとしたい。

今回受け付けようとする許可の制限措置について、従来の制限措置（令和4年2月15日付け公示）に加え、以下の2点を追加して公示する。

- ① コアユやニゴロブナ等の資源を持続的に活用するためには、県内漁業者による漁業調整が必要であることから、当該漁業においても、漁業を営む者の資格として、「滋賀県に住所を有する者」を追加する。
- ② 定数を上限の550隻（者）から現在有効な許可数389隻（者）を減じた161隻（者）とする。

なお、当該の追加申請により許可をした場合の許可の有効期間は、令和3年11月19日の第587回琵琶湖海区漁業調整員会での承認事項（別添資料）に基づき、すでに刺網漁業許可を所有する者の許可の有効期間の満了日に合わせ、令和8年10月31日（次回の刺網漁業の一斉切り替え日）までとする。

公示する漁業種類	定数	許可の有効期間	申請期間
刺網漁業 （荒目小糸網および 細目小糸網）	161隻（者） 以下	許可日から 令和8年10月31日まで	令和5年5月12日から 令和5年6月11日まで

## 漁業の許可の有効期間について

ごり沖びき網漁業、あゆ沖びき網漁業、その他沖びき網漁業、貝びき網漁業、えびたつべ漁業、あゆ沖すくい網漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業および引縄釣漁業の許可の有効期間は、それぞれ次に掲げる許可の満了する日までの期間とする。

### 1 次回の一斉切り替えにおいて有効期間を短縮する漁業

漁業種類	現行許可の満了日	更新後の許可の満了日
ごり沖びき網漁業	令和4年3月31日	令和8年6月30日
あゆ沖曳網漁業		
その他沖びき網漁業		
貝びき網漁業		

### 2 一斉切り替え日以降に許可した場合に有効期間を短縮する漁業

漁業種類	適用する許可日の範囲	許可の満了日
ごり沖びき網漁業	令和4年4月2日から令和8年6月30日までに許可するもの	令和8年6月30日
あゆ沖曳網漁業	令和4年4月2日から令和8年6月30日までに許可するもの	令和8年6月30日
その他沖びき網漁業	令和4年4月2日から令和8年6月30日までに許可するもの	令和8年6月30日
貝びき網漁業	令和4年4月2日から令和6年6月30日までに許可するもの	令和6年6月30日
あゆ沖すくい網漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日
刺網漁業	令和3年11月22日から令和8年10月31日までに許可するもの	令和8年10月31日
追さで網漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日

### 3 令和8年度に随時許可から一斉切り替え方式とする漁業

漁業種類	適用する許可日の範囲	許可の満了日
えびたつべ漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日
よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業	令和3年12月1日から令和8年11月30日までに許可するもの	令和8年11月30日
引縄釣漁業	令和3年11月22日から令和8年10月31日までに許可するもの	令和8年10月31日

この方針は、令和3年11月19日から適用する。

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 5 年 5 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を 営む者 の資格
刺網漁業（荒目小糸網）（動力漁船を使用するもの）	161 隻（者） 以下 （許可または起業の認可を受けている船舶（者）の数：389 隻（者））	—	—	規則別表第 1 に掲げる区域（琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ 200 メートルの距離の線と湖岸線によって囲まれた区域を除く。以下同じ。）	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業（荒目小糸網）（動力漁船を使用しないもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業（細目小糸網）（動力漁船を使用するもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	周年	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業（細目小糸網）（動力漁船を使用しないもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	周年	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和 5 年 5 月 12 日から令和 5 年 6 月 11 日まで